

社会福祉法人やまねっと

2021年度（令和3年度）事業計画

はじめに

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大防止と事業の継続支援という名目により、障害福祉サービス事業には、マスク・ゴム手袋・消毒液等の衛生用品や空気清浄機等の設備整備等に対し、国から補助金をいただきました。おかげさまで2020年度は陽性者を出すことなく、過ごすことができました。引き続き2021年度も感染予防に努めながら運営をしてまいりたいと思います。

ここ数年、やまねっとは赤字と黒字を行きつ戻りつしている状況が続いています。そのような中、大和市で借り上げていただいていた日中事業所の家賃がいよいよ、法人にかかってくる。今後の運営継続と、必要とされる事業の展開を図るために、従来の体制を大きく変えていく必要があります。引き続き安全安心な環境づくりとサービスの向上に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

また、本年度の事業計画は、旅行・行事等につきましては、例年通り計画をさせていただきましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染拡大のおそれが残っています。状況により見直しを図ることもあると思いますが、利用者・職員の感染防止の観点からご理解をいただきたいと思います。

社会福祉法人になり、まる8年が経過しました。本年度もご家族、地域の皆様、その他関係各位の皆様のご協力をいただきながら、障がいのある方たちが、地域で働き、遊び、暮らしていく、そういったあたりまえの生活がおくれるよう支援をしてまいります。

1. 目的

障がいのある人たちの地域生活を支えることを目的とし指定障害福祉サービス事業所を運営します。障がいがあっても地域の中で、楽しく、安心して利用できる事業所運営を目指します。また、地域の中で長く暮らせるよう生活の場を整備していきます。

2. 基本方針

当法人が運営する指定障害福祉サービス事業所ならびに当法人の行う事業は、以下の5つの基本方針に沿って運営します。

- (1)障がいのある人も、地域で働き、学び、暮らしていけるよう支援します。
- (2)障がいのある人の主体性を大切にします。
- (3)利用者・家族とのコミュニケーションを大切にします。
- (4)地域社会に開かれた施設をめざします。
- (5)地域の資源やネットワークを大切にします。

3. 重点目標

今年度は下記の項目に重点を置き活動します。

- (1) 祝祭日開所に向けての準備
家賃の発生、今後の事業継続・展開に向けて増収を図るべく準備をします。
- (2) 事業所での新型コロナウイルス感染拡大防止策を継続し、衛生面の充実に努めます。

4. 評議員会および理事会等

(1)評議員会

定時として毎会計年度終了後3箇月以内、および3月に開催します。

その他必要に応じて開催します。なお、本年度は平成28年の社会福祉法人制度改革以降初めての一回改選となっております。

(2)理事会

定時として5月、11月、3月に開催します。

その他必要に応じて開催します。なお、本年度は役員の改選となっております。

(3)運営協議会

地域関係者・利用者・家族等から意見を聴取し、法人運営に反映させます。

5. 事業の概要

- 大和福田作業所 大和市渋谷2-4-3 定員14名
生活介護
(福田の従たる事業所)
- 大和のぎく作業所 大和市下和田1276-1 定員6名
生活介護
- 大和泉の森作業所 大和市桜森3-4-2 定員20名
生活介護
- 大和みつば作業所 大和市深見西7-4-10 定員20名
生活介護(定員10名) 就労継続支援B型(定員10名)
- 大和すずな作業所 大和市下鶴間1738-6 定員20名
生活介護(定員10名) 就労継続支援B型(定員10名)
- 大和さくら作業所 大和市柳橋1-7-6 定員20名
就労継続支援B型
- 大和つきみの作業所 大和市中央林間8-13-2 定員20名
就労継続支援B型
- やまねっとほむ林間Ⅰ・Ⅱ 大和市林間1-16-14 定員10名
共同生活援助
- やまねっとほむ桜ヶ丘Ⅰ・Ⅱ 大和市福田2587-1 定員10名
共同生活援助
- やまねっとほむ上草柳Ⅰ・Ⅱ 大和市上草柳6-12-24 定員10名
共同生活援助
- やまねっと計画相談支援室 大和市桜森3-4-2

6. 委員会活動

(1) 広報・研修委員会

各事業所から1名ずつ集まり、法人の広報、職員の支援力向上のための内部研修等を企画立案していきます。

広報誌・HP等を通し、やまねっとの活動を伝えます。

ア 広報誌「やまねっと通信」を年3回発行します

イ ホームページを随時更新します。

職員の支援力の向上を図る研修を企画・開催します。

ア 法人内研修

人権研修等、法人独自の研修を行います。

イ 新任研修

入社3か月までに研修を行います。

ウ Dr.猪俣カンファレンス

年2回実施し、各事業所のケース検討を行います。

エ その他必要に応じ、外部の研修に参加します。

(2) 支援向上委員会

第三者委員、家族、虐待防止マネージャー、管理者等で組織し、虐待防止・ひやりはっ
と報告や事故報告、苦情等幅広く諮問し、支援力の向上に向け提言していきます。

7. 会議

(1) 所長会議

原則毎月第1水曜日および第3火曜日に開催します。

事業の進捗状況や各事業所からの報告・情報交換等を行います。

(2) サービス管理責任者会議

必要に応じ、招集をします。

よりよい個別支援計画策定に向け、学習を積み上げ、レベルアップを図ります。

障がい福祉施策、支援技術に関する情報交換を行います。

8. 苦情解決

法人の苦情対応規程に基づき、利用者等からの苦情について適切に対応します。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。